

横浜市指定管理者第三者評価報告書

横浜市歴史博物館

平成 26 年 3 月

横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会

目 次

1 趣旨	2
2 横浜市歴史博物館の概要	2
3 指定管理者・指定期間	2
(1) 指定管理者		
(2) 指定期間		
4 評価委員会	3
(1) 委員		
(2) 開催日・内容		
5 評価にあたっての考え方と進め方	3
(1) 評価項目		
(2) 評価基準		
(3) 評価方法		
6 評価結果	4
(1) 評価結果		
(2) 講評		
7 総評	10

1 趣旨

横浜市歴史博物館（以下、「歴史博物館」という。）は、開港期までを中心とする横浜の歴史に関する資料を収集・保管・展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともに、その学習、調査研究等に資するため必要な事業を行うことにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、平成7年1月に開館しました。

その管理・運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者は横浜市文化財施設指定管理者選定委員会の審議を経て市会で指定されています。

横浜市では、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施するため、外部委員で構成される指定管理者選定評価委員会により、指定管理者の業務に対する中間評価及び最終評価を行っています。これは、評価の結果をその後の管理運営に生かすことにより、公の施設としての管理水準の維持向上を図り、より一層の業務改善への取組や更なるサービスの向上に繋げることを目的としています。

歴史博物館についても、平成24年度に横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が設置されました。

本年度は、歴史博物館の第二期指定管理期間5年間（平成23年度～27年度）の中間となる3年目にあたり、指定管理者が公の施設の運営という公共サービスを担っていることを正しく理解し、業務を実施しているか厳正かつ公正に評価を行うため、本評価委員会を3回にわたり開催し、中間評価を実施しました。本報告書は、その経過及び結果について報告するものです。

2 歴史博物館の概要

所在地：横浜市都筑区中川中央一丁目18-1

開館日：平成7年1月31日

施設規模：総床面積 9,269㎡（地上6階、地下1階）

設備：常設展示室、企画展示室、収蔵庫、閲覧室、講堂など

3 指定管理者・指定期間

(1) 指定管理者

横浜市都筑区中川中央一丁目18-1

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

理事長 五味 文彦

(2) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 評価委員会

(1) 委員

委員長	薄井和男	(神奈川県立歴史博物館館長)
委員	相澤正彦	(成城大学教授)
委員	小山明枝	(税理士)
委員	澤野由紀子	(聖心女子大学教授)
委員	末崎真澄	((公財)馬事文化財団理事・馬の博物館副館長)

(2) 開催日・内容

ア 第1回委員会

平成25年9月18日(水) 中間評価の概要・評価シートについて

イ 第2回委員会

平成25年10月24日(木) 施設・業務の概要説明、施設視察、ヒアリング

ウ 第3回委員会

平成26年1月17日(金) 中間評価報告書について

5 評価にあたっての考え方と進め方

(1) 評価項目

指定管理者選定時に指定管理者が市に提出した事業計画書(提案書)の内容を基本に、施設の設置目的や特性を踏まえて、評価項目及び具体的な内容(判断基準)を定めました。

(2) 評価基準

評価項目ごとに定めた具体的な内容(判断基準)の達成状況を確認し、基本的に以下の3段階の評価基準を設けました。

- | |
|--|
| A評価：判断基準に示した全ての内容が達成されている。
B評価：判断基準に示した内容のうち、いずれか一つは達成されている。
C評価：判断基準に示した内容が一つも達成されていない。 |
|--|

(3) 評価方法

(1)で定めた評価項目及び具体的な内容(判断基準)を基に評価シートを作成し、指定管理者が当該シートに記入した自己評価を評価の基礎資料とするとともに、平成23年度・24年度の事業報告書や財務関係書類の審査、施設視察及び指定管理者へのヒアリングを行い、評価を実施しました。

6 評価結果

(1) 評価結果

評価項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1 基本方針に対する方針と取組					
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	A	A	A	A	
(2) 事前・事後評価の的確な実施	A	A	A	A	
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	A	A	A	A	
(4) 経費の節減と収益の向上	A	A	B	A	
(5) 魅力資源の最大限の活用	A	A	A	A	
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 常設展示運営について	B	B	B	B	
(2) 企画展・特別展運営について	A	A	B	A	
(3) 資料収集、保存、公開について	A	A	B	A	
(4) 調査研究のテーマ設定	A	A	B	B	
(5) 出版、刊行について	B	B	B	B	
(6) 普及啓発事業について	A	A	A	A	
(7) 来館促進と賑わいの創出について	A	A	A	A	
(8) 広報、宣伝活動について	A	A	B	A	
(9) 利用者サービス事業について	A	A		A	
(10) その他の事業について	A	A	A	A	
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 運営に関する業務基準に対する方針と取組	A	A	B	A	
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 維持管理経費等の節減と目的外使用	A	A	B	A	
(2) 中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	A	A	B	A	
5 組織に関する方針と取組					
(1) 組織構成と組織運営の方針について	A	A		A	
(2) 運営組織図及び配置人員について	A	A	A	A	
(3) 必要な人材と職能について	A	A	A	B	
(4) 施設運営の実員配置について	A	A	A	A	
6 社会的説明、情報の取扱いについて					
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	A	A	B	A	

7 収支状況					
(1) 指定管理料の執行状況	A	A	B	A	
(2) 収支決算状況（平成 23 年度）					
(3) 利用料金収入実績（平成 23 年度）					
(4) 収支決算状況（平成 24 年度）					
(5) 利用料金収入実績（平成 24 年度）					

(2) 講評

評価項目	内容
1 基本方針に対する方針と取組	
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	施設の経年劣化は、どこの博物館でも見られることであり、そのことで博物館の使命や職員の目的意識に影響が出ないようにすることが必要です。
(2) 事前・事後評価の的確な実施	学芸系職員だけでなく、全ての職員を含めた反省や評価の会議が行われており、全職員が共通意識を持ち、風通しの良いことが窺えます。 一方、四者択一のようなアンケートで、「満足」「まあ満足」という選択肢が多いことにはあまり意味がないと思います。展示内容、展示方法の改善すべき点を把握できるようなアンケートの方法を工夫する必要があります。また、来館しない市民の意見を聴くことも重要です。
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	学校へのアプローチ、小学校への出前授業、遺跡ボランティアが成果を上げています。特に、支援ボランティアの取組が軌道に乗っており、新たな市民目線の「横浜歴博盛り上げ隊」の導入は評価できます。
(4) 経費の節減と収益の向上	経費の削減努力は必要ですが、市民の財産である文化財の保存については、きちんと行う必要があります。 また、経費節減は光熱費の節約だけでなく、調達先を変える、外部へ委託していたものを職員でカバーするなど、各支出科目について節減の余地はないかを職員全員で検討し、その結果を記録として残すという方法があります。これにより、節減意識を全員で共有し、工夫することができると思います。
(5) 魅力資源の最大限の活用	隣接する大塚・歳勝土遺跡公園については、積極的に活用されています。一方、多くの学芸員を有する博物館として、その研究、活動の実績をどのように積み上げるかということが今後の課題と考えます。

2 事業に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 常設展示運営について	<p>収蔵資料ミニ展示の展示替えは評価できます。入館者のニーズにより応えた博物館運営を行い、観覧者数の目標値を達成するように努めてほしいと思います。通史展示に最新の情報を加えるための工夫を施し、応急の更新を行うなど、展示が時代と不整合にならないよう、適切なリニューアルを行い、常に入館者に新鮮な印象をあたえるようにすることが重要です。</p> <p>また、学芸員の個性を前面に出して、例えば、この日に行けばこの学芸員の話が聞けるというようなファンを作るなど、顔の見える博物館を目指すことも必要と考えます。</p>
(2) 企画展・特別展運営について	<p>年6回特別展を開催していることは、大変評価できます。加えて、全職員で企画検討会を行い、事後の評価会議も実施していることは、全員に参加意識を持たせる意味で望ましいと考えます。また、野外展示で現代アートとのコラボ的な催しなどを行ったことも高く評価出来ます。引き続き、こうした共催展示などを実施してほしいと考えます。</p> <p>一方で、平成23年度に出された文化財施設のあり方検討委員会提言では、魅力ある企画展が少ないという指摘もなされています。テーマが考古と歴史に偏ることは当館の設置目的に深く関わり免れ得ないことですが、ややもすると埋蔵文化財センターや古文書館の展示を拡大したような展示が続く傾向もあります。博物館にとっては、美術工芸品などの造形物も重要なアイテムであり、経費面や専門の学芸員がいない状況では難しいかも知れませんが、それらを使用した特別展を開催することも望まれます。</p>
(3) 資料収集、保存、公開について	<p>資料の収集・保存・公開について適切に実施されています。ただし、図書室について児童の利用が制限されていることは、今後の検討課題と考えます。</p> <p>また、歴史博物館とはいえ、美術工芸品などの積極的な収集も視野に入れるべきと考えます。経費の問題はありますが、以前にはこのような作品の収集をしていた実績もあり、是非検討してほしいと思います。</p>
(4) 調査研究のテーマ設定	<p>それぞれの研究について、課題を出し、研究を行い、達成したものを報告していますが、達成できなかったものの原因を精査し、再検討すべきと考えます。また、外部研究者との共同研究は、歴史博物館の知名度を上げる意味でも検討する必要がある</p>

	と考えます。 担当学芸員には、調査研究→研究報告書→展示公開→担当者の解説→市民の反応→総括までを担当することにより、横浜市立の博物館の意義を深めてほしいと思います。
(5) 出版、刊行について	資料目録、紀要、調査研究の刊行は、計画的に行われています。民間との協働は、今後も検討すべき課題と考えます。
(6) 普及啓発事業について	総合的によく運営されていると考えます。
(7) 来館促進と賑わいの創出について	大塚・歳勝土遺跡公園の活用、民家園と地元との共同事業など、今後とも積極的に進めることを期待します。また、利用者が勤め帰りに立ち寄れるよう、特定の曜日や特別展示の期間中だけでも、開館時間の延長を考慮する必要もあると思います。
(8) 広報、宣伝活動について	広報、宣伝活動について、様々な分野に細やかなアプローチがなされてきた成果として、博物館の存在はかなり認知されてきていると考えます。 ただし、個別事業のPRだけではなく、博物館自体を含め、どの層へどのような広報を行っていくかなど、広報戦略の全体図が必要と考えます。
(9) 利用者サービス事業について	ミュージアムショップは充実していますが、ヒット作品の創出が課題であると考えます。また、休憩室を活用する方策の検討も必要と考えます。
(10) その他の事業について	職場体験は様々なニーズに対応しており、特に盲特別支援学校や、不登校児童学級を対象としたワークショップを行うことは良いことと考えます。
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 運営に関する業務基準に対する方針と取組	4～5月の休館日の臨時開館、開館時間以外(夜間)の利用、エントランス、通路の活用などの対応は評価できます。引き続き、開館時間の延長を検討し、利用者の利便性を高めるべきと考えます。 一方、エントランスについては、まだまだ印象が薄いという感も拭えません。施設の顔として、一層の工夫、活用が望まれます。
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 維持管理経費等の節減と目的外使用	維持管理と節電対策は、適切に行われています。 他方、収入と支出の差額を本部会計への繰入れで調整しており、その繰入額が予算より大きくなっていますが、本来事業に支出

	すべきと考えます。
(2) 中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	開館後 20 年が経過し、施設の老朽化が目立ちます。現状、課題を踏まえ、計画的な改修を行うための施策を教育委員会に提案し、連携して対応する必要があります。
5 組織に関する方針と取組	
(1) 組織構成と組織運営の方針について	月 1 回開催されている企画会議により、学芸員等の専門職と管理職との適切な関係が築かれていると考えます。企画展などの実施内容について、全員が共通意識を持つよう努めていることは評価できます。
(2) 運営組織図及び配置人員について	常設展示の説明は、リピーターを確保するためにも常に新鮮な内容である必要があり、ガイドボランティアのスキルを維持向上することが重要と考えます。また、講座の修了者がその講座に関連した展示のボランティアになっていただくというように、講座・展示・ボランティアが連動するようになるとういと考えます。
(3) 必要な人材と職能について	専門職員について、人事異動や退職に伴う専門性の補完を考慮した運営を継続していく必要があります。
(4) 施設運営の実員配置について	施設運営の実員配置は適切に行われています。
6 社会的説明、情報の取扱いについて	
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	公益財団法人として、社会的説明責任、個人情報保護、情報公開の取組はきちんと行われていると考えます。 一方、歴史博物館の指定管理者が横浜市ふるさと歴史財団であるということは、歴史博物館の HP ではわからず、また、組織図や収支報告もすべて横浜市ふるさと歴史財団の HP で見えるようになっています。これらは歴史博物館の HP に掲載するべきと考えます。
7 収支状況	
(1) 指定管理料の執行状況	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、財団会計への繰出額が予算どおりであれば、各年度とも余剰が生じています。 余剰額は、本来の事業目的に沿って有効に使用すべきと考えます。 また、財務資料について、事業決算内訳に記載されている金額と事業報告書に記載されている金額が整合していないなど、適切でない箇所がありました。

(2)収支決算状況（平成23年度）	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、財団会計への繰出額が予算どおりであれば、20,415,217円の余剰が出ます。余剰額は、本来の事業目的に沿って有効に使用すべきと考えます。
(3)利用料金収入実績（平成23年度）	講堂、研修室の収入は目標を大幅に上回っていますが、全体としては目標値を下回っています。
(4)収支決算状況（平成24年度）	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、財団本部会計への繰出額が予算どおりであれば、5,646,787円の余剰が出ます。余剰額は、本来の事業目的に沿って有効に使用すべきと考えます。
(5)利用料金収入実績（平成24年度）	講堂、研修室の収入は目標を大幅に上回っていますが、全体としては目標値を下回っています。

7 総評

今回は、平成 24 年度に指定管理者選定評価委員会制度が導入されて初めての第三者評価であったため、当評価委員会としても、評価項目や評価方法に工夫を重ねながら中間評価を実施しました。

指定管理の実施状況ですが、高い専門性を有する公益財団法人としてのノウハウや人的資源の活用により、全般的に質の高い管理が実施されていると評価できます。

特に、管理職はもちろん、学芸員等の専門職や事務職員を含めた全ての職員が共通意識を持つよう努め、限られた予算の中で、積極的な特別展示の開催や施設の運営が行われています。

また、遺跡ガイドボランティアの導入や歴史講座・講演会の開催、小学校への出前授業や施設内での体験学習、ワークショップの実施など、市民サービスの向上、学術・文化の普及啓発にも積極的に取り組んでいます。

一方で、来館者数の確保のためには、平成 7 年の開館以来実施されていない常設展示のリニューアルやより一層魅力のある特別展示の開催、開館時間の延長などについて、検討していく必要があります。

また、博物館にとって資料の収集・保管は重要不可欠な事業であり、収蔵庫は博物館の心臓部ともいえるべきものです。その確保、充実に努めるとともに、今年度発生した所蔵資料の虫害を踏まえ、資料の保管方法についても万全の対策をとることが望まれます。

さらに、財務について、歴史博物館事業から財団本部事業への繰出金の使途など課題があります。指定管理者全体の収支と、そこに占める歴史博物館事業を始めとする各事業の収支状況を明確にし、より適切に予算を執行することが求められます。

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の一部改正によって創設されたものであり、横浜市ふるさと歴史財団による歴史博物館の指定管理は、平成 18 年度から 22 年度までの第一期指定管理期間も含め、今年度で 8 年目となります。

今回の中間評価では、一定水準の運営がなされていることが確認されましたが、現在の状況は必ずしも満足できるものではありません。指定管理者と行政が連携し、指定管理者制度の趣旨と歴史博物館の設置目的をより高い次元で実現できるよう、引き続き努力されることを期待します。